

東京都内を走行する 都外ナンバーの広告宣伝車への デザイン審査

東京都では平成23年10月から、東京都ナンバーの広告宣伝車について、表示内容やデザイン等に関する自主審査制度を導入し、デザイン等の質を確保しています。しかし、都内には都外ナンバーの広告宣伝車が数多く走行しています。

そこで、良好な街並み景観の形成を図るため、平成26年12月から、都外ナンバーの広告宣伝車にもデザイン審査を受けていただけるようにしました。都民の皆様が、「まちの景観へ良い影響を与えている」と感じられる広告となるよう、都外ナンバーの広告宣伝車にも、積極的に審査を受けていただくよう御協力をお願いします。



■デザイン審査申込み先

公益社団法人 東京屋外広告協会 車体利用広告等デザイン審査委員会 宛
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル6階
TEL 03-3213-1963 FAX 03-3212-3718

※車体利用広告デザイン審査委員会は、都内で唯一東京都知事の指定を受けた審査委員会です。

■審査手順

1 審査申込書に所定の事項を記入の上、お申し込みください。

審査費用はデザイン1点につき10,000円です。

審査申込書はこちらからダウンロードできます。

http://www.toaa.or.jp/shatai/pdf/application_wrapping.pdf

2 審査を承認したのものには、審査済印を押印します。

※デザイン審査の詳細については東京屋外広告協会にお問い合わせください。

◆審査後、広告宣伝車の使用の本拠の位置の屋外広告物条例に従い、許可申請を行ってください。

広告宣伝車とは。。。。

自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第二に規定する広告宣伝車用自動車として登録されたもの

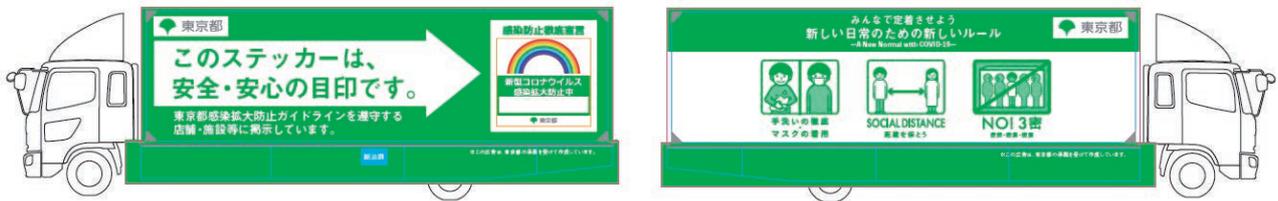
広告宣伝車以外の自動車（路線バス、観光バス、タクシーを除く。）については、以下の広告しか車体に表示できません。

○所有者又は管理者の氏名、名称、店名又は商標を表示するもの

○自動車の車体に非営利広告物等（東京都屋外広告物条例施行規則第18条第一号）を表示するもの

○所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するもの

デザイン審査済み車両の例



問合せ先

東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 屋外広告物担当

電話 03(5388)3335(直通) FAX 03(5388)1351

